

お客さま各位

長崎銀行

当座勘定規定等の改定について

2022年11月の全国銀行協会『電子交換所』設立に伴い、全国各地に設置されている現在の手形交換所が全て廃止され、原則すべての手形・小切手類が『電子交換所』で取扱われることとなります。これに伴い、当行は、改定以後の取扱いを明確にするため、2022年11月4日から当座勘定規定および手形用法・小切手用法を改定します。

なお、改定日以前にご契約いただいたお客さまにも、改定後の規定が適用されます。

何卒、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 改定日

2022年11月4日（金）

2. 改定する規定など

・当座勘定規定（一般用） ・約束手形用法 ・為替手形用法 ・小切手用法

3. 主な改定内容

■ 当座勘定規定（一般用）

条項	内容
手形、小切手の支払	現在、運用上行われている取扱いを明確にするため規定に追加。
手形、小切手の用紙	電子交換所規則に則り、当座勘定から支払した手形・小切手の3か月経過後取扱いを規定に追加
印鑑（署名鑑）照合等	電子交換所からダウンロードする画像により印鑑（署名鑑）照合および用紙確認を行うことを規定に追加
個人信用情報センターの登録	全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止に伴い個人信用情報センターへの登録規定を削除

■ 約束手形用法・為替手形用法・小切手用法

内容
チェクライターを使用し金額欄に印字する時の「,」の印字方法を規定に追加
金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧を規定に追加

詳細については、次ページ以降の表をご参照ください。

※下線部が改定箇所です。

「当座勘定規定（一般用）」改定条項の新旧対照表

条項	改定後	旧
第7条	<p>手形、小切手の支払</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p><u>(2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u></p> <p><u>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</u></p>	<p>(1) 同左</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2) 同左</u></p>
第8条	<p>手形、小切手用紙</p> <p>(1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(3) 前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。</p> <p><u>(4) 当座勘定から支払した手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。</u></p> <p><u>(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を当行所定の手数料と引き換えに交付します。</u></p> <p><u>(6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとしします。</u></p> <p><u>(7) 前項の期間を経過した場合において本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	<p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4) 同左</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

<p>第 16 条</p>	<p>印鑑照合等</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます)を、相当の注意をもって第 8 条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第 1 項と同様とします。</p>	<p>印鑑照合等</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第 8 条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) 同左</p>
	<p>(削除)</p> <p>2022 年 11 月 4 日削除</p>	<p>第 28 条 個人信用情報センターへの登録個人取引の場合において、次の各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに 5 年間(ただし、下記第 3 号の事由の場合のみ 6 か月間)登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</p> <p>①差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</p> <p>②手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>③手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</p>
<p>第 28 条</p>	<p>休眠預金等活用法に係る異動事由(略)</p>	<p>第 29 条 休眠預金等活用法に係る異動事由(略)</p>
<p>第 28 条ノ 2</p>	<p>休眠預金活用法に掛かる最終異動日等</p>	<p>第 29 条ノ 2 休眠預金活用法に係る最終異動日等(略)</p>
<p>第 28 条ノ 3</p>	<p>休眠預金等代替金に関する取扱い</p>	<p>第 29 条ノ 3 休眠預金等代替金に関する取扱い(略)</p>
<p>第 29 条</p>	<p>規定の変更(略)</p>	<p>第 30 条 規定の変更</p>

「約束手形用法」改定条項の新旧対照表

改定後	旧
<p>4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3……）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>壺、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧</u>に記入してください。</p> <p>(4) <u>金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>4. (1) 同左</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3……）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壺、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>
<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。</p>

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧（新設）

	1		2			3		4		5		6		7		8					
漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌
	9		10		100			1,000		10,000											
漢数字	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬									

（その他）金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

●約束手形用紙

約束手形	
収入 印紙	金額
	殿
上記金額をあなたまたはあなたの指図人へこの約束手形と引替えにお支払いいたします	
令和 年 月 日	
振出地	
住所	
振出人	
支払期日 令和 年 月 日	
支払地	
支払場所	

「為替手形用法」改定条項の新旧対照表

改定後	旧
<p>5. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3……）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「、」を印字してください。</u> なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり壺、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</u> また、<u>崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p>(4) <u>金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。</u> 特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</p>	<p>5. (1) 同左</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3……）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壺、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>
<p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。</p>

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧（新設）

	1		2		3		4		5		6		7		8					
漢数字	壹	壺	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌
	9		10		100		1,000		10,000											
漢数字	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬								

（その他）金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

●為替手形用紙

為替手形	
収入 印紙	支払人(引受人名) 殿
	金額
	支払期日 令和 年 月 日
	支払地
	支払場所
(受取人)	振出地 令和 年 月 日
令和 年 月 日	住所
振出地	振出人
住所	振出人
振出人	拒絶証書不要 引受 令和 年 月 日
	用紙交付 〇〇〇〇銀行

「小切手用法」改定条項の新旧対照表

改定後	旧
<p>4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3……）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」を印字してください。</u> なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり壺、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</u> また、<u>崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>4. (1) 同左</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3……）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壺、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>
<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。</p>

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧（新設）

	1		2		3		4		5		6		7		8							
漢数字	壹	壺	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌		
	9		10		100		1,000		10,000													
漢数字	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬										

（その他）金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。